

議案第35号

基山町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について

基山町長及び副町長の給与の特例に関する条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

基山町長及び副町長の給与の特例に関する条例

(給与の特例)

第1条 令和8年10月1日から令和8年12月31日までに支給する町長の給料月額、町長、副町長及び教育長の諸給与条例（昭和28年条例第2号。以下「給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から給与条例別表第1の給料月額の欄に掲げる額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

2 給与条例第5条に規定する町長の給料月額は、前項の規定により減じた給料月額とする。

第2条 令和8年10月1日から令和8年12月31日までに支給する副町長の給料月額は、給与条例第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から給与条例別表第1の給料月額の欄に掲げる額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

2 給与条例第5条に規定する副町長の給料月額は、前項の規定により減じた給料月額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠）に係る事務手続誤りについて、町の責任者としての責任を明らかにし、給与を減額支給するため、基山町長及び副町長の給与の特例に関する条例を制定する必要がある。

令和 8 年 9 月 11 日原案可 決